

# 地域密着型通所介護・介護予防通所介護 重要事項説明書

令和 7年 6月 1日現在

## 1 事業の目的と運営方針

(1) 要介護状態及び要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要なサービスを提供します。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2 事業者の概要

事業者名	医療法人社団 雄翔会
代表者	理事長 綾田 潔
所在地	香川県高松市香南町由佐210番地1
連絡先	087-879-2008 (FAX 087-879-6976)

## 3 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

事業所名	通所介護施設 翔鶴
介護保険指定番号	3770107922
所在地	香川県高松市香南町岡371番地1
連絡先	087-899-8830 (FAX 087-899-8831)
通常の事業実施地域	香南町、香川町
利用定員	18名

### (2) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで (1月1日から1月3日までは休み)
営業時間	午前8時30分 から 午後5時30分まで

### (3) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から日曜日まで (1月1日から1月3日までは休み)
サービス提供時間	午前9時30分 から 午後4時00分まで

### (4) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
生活相談員	介護福祉士	2名	名	2名
看護職員	看護師・准看護師 (兼務)	2名	6名	8名
機能訓練指導員				

介護職員	介護職員初任者研修修了者または2級介護員、 介護福祉士	5名	3名	8名
------	--------------------------------	----	----	----

#### 4 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、生活相談、レクリエーションその他必要な介護等を行います。

#### 5 利用料金

##### (1) 各種利用料

別途料金表参照

##### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合1kmにつき15円。

##### (3) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金がかかります（ただし緊急入院等の場合を除く）。

- ① ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合 : 無料
- ② ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合 : 当該基本料金全額+昼食代（食事をご利用の方のみ）

##### (4) 料金の支払方法

毎月10日に前月分の料金の請求書を発行しますので、27日までにお支払いください。お支払い方法は、事業者の指定する方法となります。

#### 6 サービスの利用にあたって

##### (1) サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、病状の変化、かかりつけ医及び服薬内容の変更等があった際には事業所の職員にお知らせください。
- ② 事業所内の機械及び器具を利用される際は、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金品及び食物のやりとりはご遠慮下さい。また、貴重品はなるべく持ち込まれないようお願いいたします。施設内で紛失されても当方では責任を負いかねます。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑤ 毎回バイタルチェック（血圧、脈拍、体温等の測定）を致しますが、体調の思わしくない時は速やかにお申し出下さい。体調確認後、サービス利用が困難と判断した場合は、サービスの中止あるいは変更をして頂く場合があります。
- ⑥ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。ご家族に連絡の上、適切に対応しますが、その場合であっても、利用料金については所定の料金をいただくこととなりますので、ご了承ください。
- ⑦ サービスご利用時間、利用曜日等の変更は、担当の介護支援専門員とご相談の上、ご連絡ください。

- ⑧ 事業所内では禁煙、禁酒にご協力ください。
- ⑨ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所にお知らせください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

## (2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の2週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ・利用者が死亡した場合
- ④ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で通知することによって直ちに契約を解約することができます。
- ⑤ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合は、当社より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 6 緊急時の対応

サービスの提供時に利用者に病状の急変があった場合、その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、主治医や医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

主治医： 綾田医院 綾田潔 電話番号：087-879-2008  
緊急時連絡先： 様 電話番号：

## 7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、利用者の居住地の市町村、利用者に関わる居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 8 感染症・非常災害対策

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定通所介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 9 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急時やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態についての記録を行います。

## 1.0 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いません。

## 1.1 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。また、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 1.2 サービス内容に関する苦情

### ● 事業者の窓口

苦情・相談担当	柴田 悠里(管理者)・真鍋 択滋・佐藤 有希 (生活相談員)
連絡先	電話：087-899-8830
受付日	月曜日～日曜日（1月1日から1月3日までを除く）
受付時間	午前8時30分 から 午後5時30分まで

### ● その他

高松市：高松市役所 介護保険課	電話：087-839-2326
香川県：香川県国民健康保険団体連合会	電話：087-822-7431

通所介護・介護予防通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【 事業者 】 名称 医療法人社団 雄翔会  
代表者名 理事長 綾田 潔 印  
住所 〒761-1402 香川県高松市香南町由佐210番地1

【 事業所名 】 通所介護施設 翔鶴 (事業者番号 3770107922 )  
住所 〒761-1401 香川県高松市香南町岡371番地1  
説明者氏名 柴田 悠里 印

私は、事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

【 利用者 】 住所  
氏名 印

【 利用者家族 または 代理人 】  
住所  
氏名 印

( 続柄 )